ミライノカード会員規約 新旧対照表

改定前	改定後	備考欄
第3章 お支払い方法その他		
第35条(退会および会員資格の喪失等)		
3. 会員((8) のときは、(8) に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、	3. 会員 ((8) のときは、(8) に該当する会員) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、	(変更)
(10)、(11)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正され	(10)、(11)においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正され	İ
ない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪	ない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(12) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資	İ
失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本	格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失	I
規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した	後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを	I
場合にも支払義務を負うものとします。	利用した場合にも支払義務を負うものとします。	İ
		İ
	(中略)	İ
		İ
	(12) 会員が第13条に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく	i
	、 資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な	1
	回答を行わなかったとき	1
		l